

音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(令和4年6月23日改定)

(令和3年12月23日改定)

(令和2年10月8日改定)

(令和2年7月10日策定)

一般社団法人コンサートプロモーターズ協会

一般社団法人日本音楽事業者協会

一般社団法人日本音楽制作者連盟

【目次】

1. はじめに	1
2. 本ガイドラインの位置づけ	2
3. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方	2
4. 公演関係者が講じるべき具体的な対策	6
5. 公演会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策	10
6. 公演関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策	12
7. 来場されるお客さまに関して講じるべき具体的な対策	13
8. 公演可否判断のあり方～地域における連携協議体制について	16

【Appendix】

1. 関連政府文書等	17
2. 感染防止チェックリストと本ガイドラインの対応表	18

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、音楽ライブ・コンサート（以下、「音楽コンサート」といいます。）は、その規模の大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行って参りました。このような早期の自主的な対応は、感染拡大防止の一助となったことは明らかであり、アーティスト、スタッフ、その他音楽コンサートに関わるすべての方に改めて敬意を表明いたします。

「音楽コンサート」には、演奏会、ミュージカル、オペラ、バレエ、そして複合的フェスティバル等音楽を主体とした公演全般が含まれますが、ジャンルを問わず、「大きな声を出す」「観客が密集する」「地域をまたぐ移動が発生しやすい」等の、感染予防・感染拡大防止の観点から注意すべき要素・リスクが存在します。本ガイドラインでは公演事業者としてそれらリスクを極力低減するための基本的事項が示されています。

令和2年7月10日の策定時から3度目の改定となる今日に至るまで、政府の対処方針に基づいた本ガイドラインに定める具体的な対策を音楽コンサートの現場において、音楽コンサートの開催に関わる公演主催者・関係者が徹底したことで、会場内の感染リスクが適切に抑えられており、イベントが起点となり感染が拡大するリスクが小さいと考えられたため政府の対処方針においても、感染予防・感染拡大防

止対策を講ずることを前提に観客を伴うイベント等の開催にあたり、収容人数及び収容率に関する規制の段階的緩和、見直しが行われています。

音楽コンサートの開催にあたっては、引き続きご来場のお客さまと公演関係者への意識啓発に努め、これまで業界が早期に自粛を行い継続してきた努力を無駄にしないためにも、感染予防・感染拡大防止のためにできる限り慎重かつ周到な準備と対策にて臨んでまいりたいと考えます。

今回の改定においては、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年5月23日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染症予防対策における様々なルールを最新の基準に合わせて更新しています。また、これまで感染予防対策を実行してきた経験や公演会場の実情に基づき、地域や会場、公演の種類や規模等に応じたより実効性の高い対策が講じられるよう、一部の内容や表現を見直しました。

なお、本ガイドラインの内容は、今後、政府の対処方針の変更のほか、イベント開催時及びその前後にクラスターが発生した場合、ガイドラインの遵守状況を点検し、適切な対応がとられていなかった場合、その他、新型コロナウイルス感染状況、専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

本ガイドラインは各場面における感染防止対策の基本的事項です。その他の細かい事項については、地域の感染状況、ワクチン接種状況、医療保健体制、公演内容や会場施設の特性等に基づき公演開催地自治体との協議を行い、連携を図り、感染拡大防止対策の実効性を損なわないことを前提に公演を行うこととしてください。

令和2年5月25日に策定した「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（無観客公演関係）」については、廃止の上、無観客公演の開催においても当ガイドラインを参照いただくこととします。

2. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは「音楽コンサート」と総称される、コンサート、演奏会、ミュージカル、オペラ、バレエ、そして複合的フェスティバルなど音楽を主体としたイベント公演全般を対象に、その開催にあたって公演事業者が講じるべき新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止対策と来場されるお客さまへの対応について基本的事項を示しています。

今般の再改定にあたっては、公演主催者には、ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」に基づき、引き続き新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止に取り組むとともに、公演内容（開催規模、会場環境、形態、想定来場客層等）に応じて対策計画を策定し事前に提出すること、そして公演開催後、実績データの集積、自己評価のフィードバック、検証により更なる対策の改善と共有をはかり、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが求められます。なお、本ガイドラインの策定、改定にあたっては、政府及び専門家のご助言をいただいております。

3. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方

これまでの専門家による研究を通じ、新型コロナウイルス感染症の主たる感染経路が「接触による感

染」と「飛沫による感染」であることが知られています。また、発症前1日ないし2日前の無症状・無知覚状態が最も感染力が強いことと、クラスター対策の重要性が指摘されています。したがって、多くのお客さまが集まる音楽コンサートなどのイベント開催にあたっては、公演が行われる会場内はもちろん、会場周辺・公演前後においても「接触感染」と「飛沫感染」「マイクロ飛沫感染」のリスクをいかに極限まで減じるか、そして万一感染が発生した場合に感染経路の追跡を可能とすることを感染予防・感染拡大防止対策の主眼とします。

全国の施設を借り受けて集客を伴う公演を実施する公演主催者として、公演開催にあたっては、施設管理者、公演地の自治体関係者等と協議の上、物理的経済的に可能な限り対策を講じ、感染予防・感染拡大防止に万全を期さなくてはなりません。

公演関係者自身はもとより、来場されるお客さまに対しては公演会場において講じる対策と併せ公演前後における対策を丁寧にお伝えし、感染予防・感染拡大防止意識の啓発に努め、お客さまへの「能動的参加」への理解を促していく必要があります。

公演主催者は、事務所での事前打ち合わせやスタジオでのリハーサル等の制作過程も含め、当該コンサートの出演者及びその公演に携わるすべてのスタッフ（以下、「公演関係者」といいます。）の新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければなりません。また、事務所、スタジオ、公演会場その他の会場（以下、「公演会場等」といいます。）の利用や、公演の企画にあたっては、同様に適切な感染予防対策を講じなければなりません。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所は、感染を拡大させるリスク、すなわち「接触感染」と「飛沫感染」を誘発する機会が高いと考えられます。本ガイドラインは、これを避けることで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨としています。

なお、本ガイドラインは屋内会場での公演を想定して基本的な対策方法を定めていますが、屋外会場での公演についても、開催地自治体や施設管理者等と協議の上で本ガイドラインの内容に即し必要な対策を講じる必要があります。

「感染防止安全計画」及び「感染防止チェックリスト」について

●5,000人超かつ収容率50%超（緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超の公演）の公演の開催にあたり、安全計画の策定を前提とした収容率や人数上限を適用したい場合には、

- ①公演毎に「感染防止安全計画」を作成する
- ②都道府県の事前確認
- ③結果報告書の提出を行います。

●それ以外の公演においては、「感染防止チェックリスト」を都道府県が定める様式・掲出方法（ホームページ等）に基づき作成・公表します。

上記の手順・フォーマットは別途【Appendix】にて示します。

チェックリストと当ガイドラインの対応表についても【Appendix】にて示します。

(1) 来場されるお客さま、公演関係者にて共有すべき「基本行動ルール」:

①飛沫の抑制の徹底

■感染リスクに応じた、適切なマスク（品質の確かなもの。不織布マスクを推奨。以下同じ。）を正しく着用（以下、単に「マスクを着用」とする）します。

※十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた適切なマスクの着用を行います（参照：厚生労働省 HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」）。

※マスクを持参していない人に対し、主催者側で配布もしくは販売を行います。

※障がいの特性や疾病等の特別な事情によりマスクの着用が困難な方に対しては、個別に事情を伺い理解した上で、無理なく可能な範囲での感染対策（他のお客さまとの身体的距離が確保できる観覧場所への移動、フェイスシールド等の着用等）への協力を求めます。→【Appendix】1. ④ 参照

■マスクの着用については上記を基本としますが、着用が不要な場面や就学前児の着用についての考え方は、下記のとおりとします。

- ・屋内においては、2メートル以上の身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。
- ・屋外においては、2メートル以上の身体的距離がとれる場合、また身体的距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。特に夏場においては、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨します。
- ・乳幼児のマスク着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されません。2歳以上の就学前児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、マスク着用を一律には推奨しません。

※一時的な歓声が想定される公演については、「会話をほとんど行わない場合」には含まれないことに留意します。→【Appendix】1. ⑤ 参照

※いずれの場合においても、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧に周知します。

■大声での会話や掛け声等は控え、咳エチケットを徹底します。

※大声＝「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」

■大声ありとして収容率を設定している公演においても、指定された客席部以外での大声は控えます。

※常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、客席における大声が想定される場合には政府方針にしたがって収容率50%以下で公演を実施する等、対策を徹底します。ただし、その場合も客席以外においては大声を出さないようにし、主催者においては個別注意が可能な体制を構築することとします。

※大声ありとして収容率を設定している公演においては、上記マスクの着用が不要な場面についての考え方は当てはまらないことに留意します。→【Appendix】1. ⑤ 参照

■上記を周知徹底し、そうした行為をするものがいた場合には、公演主催者により個別に注意を行うとともに、退場処分等の措置を講じます。

《①のお客さま向けアナウンス例》（大声なしとして収容率を設定している公演）

- ・「飛沫感染、接触感染による感染拡大リスクを低減するため、会場内におきましてはマスクを正しくご着用ください。」
- ・「ステージや出演者に向けた大声での発声や、周りのご迷惑になるような声量でのお客さま同士の会話は、お控えいただきますようお願いいたします。」
- ・「咳やくしゃみをされる際には、咳エチケットへのご協力をお願いいたします。」
- ・「以上のことを守っていただけない場合には、係員より個別に注意をさせていただきます。また、係員の注意や指示に従っていただけない場合には退場していただくことがございますので、ご了承ください。」

②手洗、手指・施設消毒の徹底

- こまめな手洗い・手指消毒の徹底

③身体的距離の確保

- 物理的・身体的距離の確保（最低1メートルを目安とします。ただし、会場内客席部における収容率については会場施設管理者及び公演開催地自治体関係当局と連携し、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から都道府県宛に発出される事務連絡によって示される方針に基づき、定めます。）

（2）公演会場における基本的対応：

- 会場内では上記「基本行動ルール」に基づき、場内外アナウンスやボードの掲出によりその周知徹底を図ります。

- 来場されるお客さまには上記基本事項とともに「主催者の指示に従わない場合には退場していただく等の措置をとる」ことにつき事前に告知します。

※公演会場は、公演主催者が公演地警察・消防当局に提出し承認を受けた防災計画、整理・警備員配置計画に基づき、安全な公演運営と非常時緊急避難誘導體制が保全されます。公演中はもちろん、公演前後・休憩時間においても場内整理・警備員により来場されるお客さまに上記対策の徹底が図られるよう、警備員等に必要な指導を行い、適切な体制を構築します。

上記（1）を来場されるお客さま及び公演関係者に周知し、共有すべき「基本行動ルール」を策定・提示し、さらに、公演会場においては（2）の公演会場における基本的対応を行う必要があります。

4. 公演関係者が講じるべき具体的な対策

出演者を含む公演関係者は、「たった一つのイベントの失策が社会からの安心感・信頼感を損ない、その後のイベント開催やライブ・エンタテインメント産業、社会全般に芳しくない影響を及ぼす」ことを肝に銘じ、スタッフ一人一人が緊張感をもって業務に当たらなければなりません。

少しでも体調が悪く感じた場合には、勇気を持って休むことが必要であり、同時に、公演主催者・公演関係者は、スタッフに体調不良者が出た場合、可能なバックアップができる体制を構築しておくことも求められます。

4-① 公演関係者による感染予防・感染拡大防止策

- 出演者を含む公演関係者には毎朝の検温を義務づけ、以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこととし、その公演関係者に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施します。抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、接触のあった公演関係者に対してPCR検査等を速やかに実施します。業務に従事させる必要性に関わらず、検査結果が陽性であった場合、速やかに医療機関を受診するとともに、濃厚接触者の特定等については、保健所等の指示に従います。
- ・ 業務に従事する当日または前日に発熱がある者（目安として37.5度以上、または37.5度未満でも平熱よりも高い）
- ・ 咳・息苦しさ、倦怠感・だるさ、頭痛、腹痛・下痢、鼻汁、味覚・嗅覚異常等の症状がある者
- ・ 過去7日以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者（保健所等による特定のほか、事業所等からの周知や自主的な判断によるものを含む）→【Appendix】1. ⑥参照
- ・ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる者
- ・ 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者
- ・ 新型コロナウイルス陽性判定を受け、保健所等により定められる療養期間が経過していない者

※抗原簡易キットの購入にあたっては、

- ① 連携医療機関を定めること
- ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
- ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること が必要。

これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

（令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

（令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」）

- 特に出演者について、出演時等、マスクの着用や身体的距離の確保といった一部の対策が表現上困難となる場面が想定される場合は、日頃からの感染対策の徹底を図ります。
- 表現上困難な場合を除き、原則としてマスクの着用を求めるとともに、こまめな手洗いを徹底します。
- 公演関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握し、名簿を作成します。名簿は3週間より長い期間保管す

ること。また、公演関係者個人に対しては、それら情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知し事前承諾を得ることとします。公演関係者の名簿作成者（主として公演主催者）は個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。（後日、会場内に感染者がいたことが判明した場合等に保健所などに申告内容を伝える等が想定され、その了承を事前に得ておく必要があります。）

■衣服類（特にスタッフビブス等の共用されるもの）はこまめに洗濯するようにします。

■楽屋・控室を利用する際には、なるべく短時間の利用に努め、密にならないようスペースに応じた利用可能人数を決定し、その定員内での利用に努めます。特に、楽屋・控室の利用については「感染リスクが高まる5つの場面」の5「居場所の切り替わり」に該当することを考慮し、特に注意して感染対策を実施します。

<参考> https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

4-② 公演関係者の身体的距離の確保等

■公演関係者はマスク着用の上、相互間で最低1メートルを目安に身体的距離が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、公演関係者の人数は必要最小限に限定します。

■身体的距離の確保が困難な場合、パーティションの設置等身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じます。公演関係者の人数や作業時間を最小限にすべく、作業工程を見直します。

・設営仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努めます。

・見学者、公演関係者の家族・知人等の公演の開催に必要不可欠とはいえない者は公演会場等には立ち入らないものとします。

・その他、事務所での事前打合せやスタジオでのリハーサル等の制作過程においても十分な感染防止策を講じ、確実に遵守します。

4-③ 食事とケータリング

■すべての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布するものとします。また、すべての飲み物は紙コップ等1回分用の容器で提供するものとし、共用するポット等はこまめに清拭消毒を行います。

■ビュッフェ形式での提供は、換気の良い独立したスペースが確保できることを前提に誘導・配膳（取り分け）専門スタッフを配置する、料理皿への飛沫を防ぐアクリル板を立てる、取り分け用具の共用は避ける、待機列に十分な距離を確保可能なこと等、万全な感染対策を講じて行います。

■食事の際は、最低1メートルを目安に身体的距離を確保するよう努めます。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数組に分割する、パーティションを設置する等の形態で提供を行うものとします。また、真正面で向かい合う席の配置は避けるものとします。

■食事を扱うスタッフは、事前及び就業中に手洗いや手指消毒を徹底します。

■食事時のマスクを外した状態での会話は控えます。

4-④ ステージにおける感染防止策

■出演者は、表現上困難な場合を除き、公演中も出演者同士の身体的距離を確保するよう努め、身体的な

接触は控えます。

- マイクは出演者ごとに用意し、使い回しはしません。マイクの使用の前後には、手洗いや手指消毒を行うとともに、使用した機器の消毒を徹底して行います。
- ステージの周辺は飛沫感染のおそれがあるため、ステージ周辺で作業を行う公演関係者は、作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を徹底して行います。

4-⑤ ヘアメイクと衣裳

- 出演者及びヘアメイクスタッフは、ヘアメイクの前後に手洗いや手指消毒を行うものとし、ヘアメイクスタッフ間は最低 1 メートルを目安に間隔をとるものとし、また、ヘアメイク用具を他の出演者に再利用することは行わないものとし、
- ヘアメイクスタッフは、マスクやフェイスシールド等を着用するものとし、
- 衣裳の着脱の前後に、出演者と衣裳スタッフは手洗いや手指消毒を行うものとし、

4-⑥ 美術と大道具

- 美術と大道具のスタッフは、用具の共有を行いません。

4-⑦ トイレ（バックステージ）

- ペーパータオルを使用するか、個人用にタオルを準備します。
- ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の状況を確認し、適切に管理されているものを使用します。
- トイレ後は手指消毒を徹底します。
- 施設管理者と連携して定期的に清掃・消毒を行います。

4-⑧ 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。
- 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行います。

4-⑨ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

感染が疑われる場合には会場に来ないことが原則です。もし会場にて感染が疑われる事態になった場合には、下記のとおり対応します。

i. 会場内で感染が疑われる者が発生した場合の公演関係者（スタッフ）の措置

- 事前に「感冒症状等感染が疑われる方が来場・発生した場合の連絡、（必要に応じ）搬送手順」について施設管理者とともに公演会場施設から最寄りの保健所に相談しておき、受け入れ候補病院とは事前に連携を確認しておきます。
- 発生時は、まず①感染が疑われる方にはマスクを着用させ、②あらかじめ確保しておいた「他の入室者を禁じた個室あるいはパーテーション等で区画されたスペース（換気風通し良いところ推奨）」に案内し、③指示があるまで待機とします。

前項の通り、施設管理者を通じ最寄り保健所に連絡し、指示を仰ぎます。

- （保健所の指示に基づき）自宅待機、もしくは必要があればあらかじめ連携している病院に連絡し、引き受けを依頼、応諾されたら病院指定の移動方法で病院まで行っていただきます。
- 上記に対応する者（スタッフ）はマスクとプラスチックエプロン、フェイスガード、手袋の着用着装を徹底します。

ii. 【公演関係者に感染が疑われる者が発生した場合】

- 速やかに該当者の隔離等を行い、人との接触をできる限り避けなければなりません。速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとし、保健所等当局の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。感染が疑われる者は保健所の指示によって必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。
- 発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、抗原簡易キットを活用して検査を実施します。抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、医療機関と相談の上、接触のあった公演関係者に対してPCR検査等を速やかに実施します。

iii. 【来場されるお客さまに感染が疑われる方が発生した場合】

- 該当するお客さまを速やかに個室あるいはパーテーション等で区画されたスペースに誘導案内し、人との接触をできる限り避けていただく。（施設管理者と連携して）最寄り保健所へ連絡し、その指示に基づき、対応します。

4-⑩ 周知・広報

- 以下について公演関係者に対して周知・広報します。
 - ・咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
 - ・最低1メートルを目安に身体的距離を確保するよう努めることの徹底
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や、各地域・施設の通知サービス（QRコード読み取り等）の利用促進※接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることを推奨
- 公演主催者は本ガイドラインに従った取組を行う旨と、P.3の通り、記入済みの感染防止チェックリストを公演のホームページ等で公表します。

5. 公演会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策

5-① 収容人数・収容率の適用について

■各公演における収容人数・収容率の適用について

- ・公演開催にあたって、公演主催者は公演開催地自治体関係当局と連携し、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から都道府県宛に発出される事務連絡によって示される方針に基づき、定めることとします。
- ・事務連絡に係る手続きについては【Appendix】に示します。
- ・ただし、今後、地域感染状況の急激な変化等により開催制限が強化される可能性があることを考慮し、その場合に券売開始から公演開催までの間に講じるべき対策について十分に検討しておくことが必要です。

※ワクチン接種証明・陰性証明の提示による収容人数・収容率の緩和については、現在の政府対処方針には示されていないため記載を削除しています。

5-② 手洗、手指・施設消毒の徹底

■お客さまの入場口、ロビー、スタッフ入口及び楽屋ロビーにアルコール手指消毒剤を設置し、入館者全員に手指消毒を奨励します。

■ドアノブ、手すり等公演関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器には、施設管理者と連携のうえ、定期的かつこまめに清拭消毒を行います。

5-③ 物理的距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

■お客さまと出演者との物理的距離を確保するため、客席の設定にあたっては出演者の発声が行われる位置より水平方向にできるだけ2m、最低1mを目安として設けることとします。

※「出演者の発声が行われる位置」は出演者の行動範囲を基準とするため、必ずしもステージ端部とは限りません。また、アリーナ・ドーム等の大規模会場における花道・移動導線についても、出演者の発声を伴う場合は同様に物理的距離を確保する必要があります。

■休憩時間や待合場所（ロビー等）での密集回避のため、警備人員の配置や、導線の確保等の体制を構築します。

5-④ 客席部スタンディング対応

■スタンディングエリアの運用について、客席ブロック内においては、事前に施設管理者および必要に応じ公演地自治体との協議によって定めた滞留人数管理を行います。会場の特性に応じて距離確保を促す表示や係員の配置等を行い、お客さま同士の距離確保を徹底します。

5-⑤ 会場内換気対応（屋内施設）

■会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「20立方メートル／時・人を目安とする換気能力」を来場客エリア、施設内各室毎に確認しておきます。

■会場施設等の施設管理者と協議の上、適切な換気を行います。適切な空調設備を活用した常時換気又は

窓開け等によるこまめな換気を実施します。スタジオやライブハウス等の小空間は常時または可能な限り頻繁に換気を行わなければなりません。また、ホールやアリーナ以上の規模の会場では、定期的に会場空間に通じる扉や窓を利用するとともに、会場の空調設備を利用した換気を行います。会場の換気機能が脆弱な場合、扇風機、サーキュレーター等を利用し換気を行うことも考慮します。→【Appendix】

1. ⑦参照

■会場基本設備及び機能を前提に、公演の内容・態様によるお客さまの反応等を考慮し、施設管理者と事前協議の上、休憩時間中にはドア等の開放を行います。

屋内施設においては、湿度 40%程度を目安に加湿することを推奨します。

※会場内、特にトイレ等の換気が不十分となりやすい場所においては、状況に応じて警備整理員の巡回および CO2 測定装置の設置と常時モニター（1,000ppm 以下目安）の活用を検討し、過密状態の発生を未然に防止します。

5-⑤ 会場内外の待機列

■待機列が必要な場面（入退場、トイレ待ち等）においては、お客さま同士が十分な距離を確保して整列できるように、整理員の配置・案内、目印となる掲出物や足下マーク等の設置を行います。

■会場内で移動が発生する場合、会場内の誘導またはその周辺の誘導を円滑に行うため、警備員等のスタッフを配置し、来場されるお客さま同士の適切な対人距離の確保を行います。

■お客さまへの対面対応が必要な場所においては、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し、飛沫感染防止策を施します。

■手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、お客さまの持ち物に係員は触れないようにします。

5-⑥ 喫煙所の利用について

■施設の喫煙所を利用する場合は、十分な間隔が確保されるよう、スペースに応じた利用可能人数を決定し、その定員内で利用可能とします。特に、喫煙所の利用については「感染リスクが高まる 5つの場面」の 5「居場所の切り替わり」に該当することを考慮し、特に注意して感染対策を実施します。

5-⑦ 会場内でのお客さまに対する飲食提供について

■長時間マスクを外す飲食は隣席の飛沫感染のリスクを高めるため、次に定める感染防止策を講じたエリア以外での飲食は控えるように周知を徹底します。

■飲食が想定されるエリアにおいては、間隔をあけた座席配置、正面对面の座席配置を回避、アクリル板等のパーティション設置等の感染防止策を講じます。また、飲食時以外のマスク着用を徹底させます。

■特に屋外イベントにおいて飲食提供を行う場合、飲食が想定されるエリアが広範となりパーティションの設置等物理的な感染防止策の実施が困難なことや、開放的な空間において観客の対策意識が低下することに伴うリスクを認識し、呼びかけの強化等により①人と人が触れあわない距離を確保すること、②飲食時以外のマスク着用、③飲食時間の短縮等の対策を徹底させます。

■自治体等から会場地域における飲食店等に対して何らかの制限を伴う要請がされている場合は、その内容に従って飲食・酒類の提供を実施します。

6. 公演関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策

- （無観客公演の場合）映像収録等にあたっては、ファン等が集まることにより、密な空間が発生するおそれがある場所での収録は行いません。特に、通行人や見物人が集まるおそれがある屋外での収録は行いません。屋外で収録する場合、収録場所は原則として非公表とし、ファンによる入待ち・出待ち等ファン等が集まる状況が発生しないように努めます。
- 公演会場では、ファンによる入待ち・出待ち等ファン等が集まる状況が発生しないように努めます。
- お客さま同士の密接を招く演出は行いません。
- 出演者とお客さまとの接触ならびにお客さま同士の接触（ハイタッチ、手をつなぐ等）を招く演出は行いません。
- 出演者が乗って客席エリア内を移動する台車等はお客さまとの十分な距離を確保し、かつお客さまに自席から移動を促すような演出は行いません。
- 大声ありとして収容率を設定している公演以外でお客さまに歌わせる、或いは発声を伴うコール&レスポンスを要請するような演出は避けます。
- お客さまに大声での会話をさせるような大音量での開演前等の会場 BGM は控えます。
- お客さまには、会場内掲出物、係員による声掛け、演出映像、出演者からの呼びかけなどによって、「基本行動ルール」の周知徹底をはかります。

7. 来場されるお客さまに関して講じるべき具体的な対策

7-① 来場者に対する事前案内事項

■お客さまの情報取得を求めることを事前に周知します。

- ・取得する内容：氏名、住所、連絡先（携帯電話番号）
 - ・具体的な手段（例）
 - チケット購入者と来場者が同一である場合：チケット購入時点で同意を得た登録情報を活用
 - チケット購入者と来場者が同一でない場合：Web 等での登録を促し来場者の把握に努める
- ※可能な限りお客さまの氏名及び緊急連絡先等の情報取得に努めてください。

■公演主催者は入場時の検温体制を整備し、お客さまに検温への協力を求めることを事前に周知します。また、発熱がある（目安として 37.5 度以上、または、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高い）場合には、入場をお断りすることも事前に周知します。

■キャンセルポリシーについて（約款に記載の通り、原則としてお客さまの自己都合による払い戻しは行いません。）

- ・新型コロナウイルス感染症感染予防・感染拡大防止対策における特例として、公演毎に主催者（公演関係者）による協議・判断のうえ、以下のお客さまへの払い戻し基準を定め、事前に周知してください。

1. 自己申告に基づき自身の健康に不安があり来場・入場されないお客さま
2. 発熱および濃厚接触者と認められ入場不可となったお客さま

※チケット料金以外は払い戻しの対象としません。

※払い戻し手数料等が別途差し引かれる場合はお客さまへ予め周知することとします。

7-① 自己申告書（承諾書、事前）を求める際の記載事項の例

■お客さまに事前に自己申告書を求める場合は、たとえば以下の事項について、お客さまには来場前に事前確認・誓約ないし承諾をいただきます。

- ・個人属性（氏名、住所、連絡先）の登録
- ・（会員登録済の場合）会員登録内容に変更がないことの誓約
- ・新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在保健所等により定められた療養期間中でないことの誓約
- ・公演開催地域の感染状況を踏まえ、マスク、場合によってはフェイスシールドを着用することの承諾
- ・後日、会場内に感染者がいたことが判明した場合に保健所などに申告内容を伝える可能性がある旨の了承
- ・以上の確認ならびに誓約を実施した申告書の提出がなされたお客さまにのみ、チケットの販売、デジタルチケットの送付を行うことのできる旨の了承
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や、各地域・施設の通知サービス（QR コード読み取り等）をお客さま自身のスマートフォン等で利用していただくことのできる旨の了承

7-② 自己申告書（承諾書、当日）を求める際の記載事項の例

■お客様に当日自己申告書を求める場合は、たとえば以下の事項について、お客さまには来場前に事前確

認・誓約ないし承諾をいただきます。

- ・公演日前 7 日以内に政府から入国制限ならびに入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がなく、またその当該国・地域の在住者との濃厚接触がないこと
- ・公演当日、外出前に自宅で検温し、37.5 度未満であること（公演会場入場時にサーモメーター等による検温実施）
- ・咳・息苦しさ、倦怠感・だるさ、頭痛、腹痛・下痢、鼻汁、味覚・嗅覚異常等の症状がないこと
- ・公演日前 7 日以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がないこと（保健所等による特定のほか、事業所等からの周知や自主的な判断によるものを含む）
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいないこと
- ・新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在保健所等により定められた療養期間中でないこと
- ・基本的にお客様にはマスクを持参し、会場内ではマスクを着用することを義務としていただくこと。
※不備者の方は入場不可或いは公演主催者にて配布または販売をする。
- ・大声ありとして収容率を設定している公演における客席部以外、公演会場内外にて大声による放歌高唱、声援等を行わないこと
- ・一般的な禁止行為と同様、係員の指示に従わない場合退場願うこと、その場合入場券の払い戻しに応じないことを了承すること
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や、各地域・施設の通知サービス（QR コード読み取り等）をお客さま自身のスマートフォン等で利用していただくこと。
- ・当日公演にご参加される方全ての氏名・ご連絡先をご登録いただけること。
- ・会場内で陽性者が出た場合等、地方自治体や保健所から開示要請があった場合、ご登録情報の提供にご同意いただけること。

7-③ 会場内禁止行為について

■会場内外において、一般的禁止行為（他のお客さまの迷惑になる行為等）に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づいた禁止行為について係員が個別に注意を行い、その指示に従わない場合、退場いただくことがあることについて事前告知を徹底します。

※感染予防・感染拡大防止対策に基づいた禁止行為：マスクの不着用、大声ありとして収容率を設定している公演における客席部以外での大声による発声、席間の移動、等

7-④ 時間別入退場の実施についての周知と方法

■[入場時] お客さまには十分余裕を持った来場を事前に案内告知します。

※デジタルチケットの機能を活用し、公演主催者から来場されるお客さまに対し入場時刻を指定するなど、入場待機列・時間をコントロールする仕組みを奨励します。

■[退場時] 公演主催者による規制退場を案内。会場施設の退場導線に即して、お客さま同士の身体的距離を確保した移動を案内します。会場全域へのアナウンスによる誘導と会場内整理員による誘導案内を行います。お客さまには、特にドーム、アリーナなどの大規模会場においては、退館までに十分な時間を確保いただきます。

- 会場のアクセス誘導案内：会場アクセス状況によっては、最寄り駅までの行き方についても公演主催者が指示し、会場周辺を含め、お客さま同士が物理的距離を確保していただくよう案内に努めます。

7-⑤ コンサートのグッズ販売

- すべてのアイテムは基本的に事前にオンライン販売（事前購入）を実施することを検討します。（会場内外における接触感染・飛沫感染機会の削減）
- 会場によって販売可能な環境下であっても、販売店舗運営においてはデジタル整理券発行等によって密を回避する措置を講じます。
- 対面での販売は、待機列を含む身体的距離の確保を徹底した上で、飛沫及び接触感染のリスクに留意して行います。

7-⑥ 感染者（陽性者）確認連絡

- 公演開催後、地方自治体、保健所等から連絡があった場合にはお客さま、公演関係者の自己申告内容の情報を提供します。
- 公演当日、会場内に感染者（陽性者）がいたことを速やかに告知します。

7-⑦ 感染予防・衛生面に関する協力依頼事項

- 入場時の手指消毒を徹底。
- 会場諸施設・備品等に接触しないこと。
- お客さま同士、公演運営スタッフとの物理的距離の確保。
- ロビー、ホワイエ、着席時の大声での会話及び決められた場所以外で食事をしないこと。
※100%の収容率での公演を行う場合は、飛沫感染防止のため客席部において長時間マスクを外す懸念のある食事はさせないよう徹底します。ただし、熱中症予防や脱水症状の防止を目的とする飲料に関してはその限りではありません。
- 過度な飲酒の自粛
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や、各地域・施設の通知サービスの登録についての周知を実施します。
※さらに、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることを推奨します。

8. 公演可否・収容率の判断のあり方～地域における連携協議体制について

公演開催の可否・収容率の判断は公演地地域の感染状況に基づきリスクアセスメントを行い、自治体と公演主催者との協議によって判断されることから、公演地地域社会（自治体、保健医療当局、施設管理者等）と地域公演主催者との連携協力・協議体制が必要です。

▶検討すべき事項（リスクアセスメント）：以下の状況を見て総合的に判断

- ・公演開催地の感染状況（開催地周辺～開催県～開催地方～日本全国）
 - ・地域医療体制の状況
 - ・来場を予定するお客さまの公演地までの交通移動手段の状況
 - ・公演関係者・来場客から感染者が発生した場合の連絡、該当者の搬送体制
 - ・これまでの実績を踏まえ、大声での歓声、声援等が想定されるか否か。
- 公演開催可否・収容率（公演当日を含む）の判断プロセスを共有

▶最終的には自治体他地域関係者、施設管理者との協議を基に収容率の上限を超えない範囲で公演主催者が判断する。

・関係者：

公演開催地（公演会場の所在地）の地方自治体（都道府県、市区町村）、保健当局、警察消防当局、会場施設管理者、公演主催者・公演関係者（当団体の会員社等）

・関係者間の協議体制について：

感染状況が刻々と変化することから、定期的な連絡協議会の設置が望ましいと考えます。協議会の開催頻度は各地の状況によるものの、公演開催が相応の頻度をもって行われることから、各地において関係者間にて定期的開催されることが望ましいと考えます。

以上、お客さまをお迎えする**音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン**に基づき、収容率緩和にあたり社会の「安心感」「納得感」を獲得し、円滑な公演開催を行ってまいります。

【Appendix】

1. 関連政府文書等

- ①新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年5月23日対策本部決定）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220523.pdf
- ②【事務連絡】 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220523_2.pdf
- ③【事務連絡】 イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その5）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_eventkaisai_20220523_2.pdf
- ④マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について（厚生労働省）
⇒障害特性により、年齢を問わずマスク等の着用が困難な方がいることへの理解を求める発信。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html
- ⑤【事務連絡】 令和4年5月23日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）
⇒一部のイベントでは、マスク着用が不要な場面が該当しないことに留意するよう求める発信。
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220527.pdf
- ⑥【事務連絡】 B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf>
- ⑦「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省）
⇒毎時2回以上の換気や、二方向の壁の窓を解放すること等、推奨される換気の方法を解説。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>
※資料中にビル管理法に基づく必要換気量として「一人あたり毎時 30 m³」の記載がありますが、特定建築物（延べ床面積が 3,000 m²以上の建築物）に当たらない会場の場合は、建築基準法に基づく必要換気量「一人あたり毎時 20 m³」を満たす換気能力を確認した上で、窓の開放等による換気を行うことを推奨します。

■【参考図表】 イベント開催等における必要な感染防止策

※上記②の別紙2を参照ください。

■【参考図表】 感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

※上記②の別紙3を参照ください。

■【参考図表】 感染防止安全計画（書式例）

※上記③の別紙4を参照ください。

※なお、上記は書式例です。公演開催地の各都道府県によって示される書式を利用してください。

■【参考図表】 イベント開催時のチェックリストならびに感染防止策チェックリスト（書式例）

※上記③の別紙5を参照ください。

※なお、上記は書式例です。公演開催地の各都道府県によって示される書式を利用してください。

■【参考】 濃厚接触者の特定や待機期間について

※新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者については、最終接触から4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、5日目から待機期間を解除することができます。

※詳細については、上記⑥をご参照ください。

2. 感染防止チェックリストと本ガイドラインの対応表

チェックリスト	本ガイドライン
①飛沫の抑制の徹底	3. (1) ①飛沫抑制の徹底
②手洗、手指・施設消毒の徹底	3. (1) ②手洗、手指・施設消毒の徹底 5. 5-①基本事項
③換気の徹底	4. 4-⑦換気 5. 5-④会場内換気対応（屋内施設）
④来場者間の密集回避	5. 5-⑩収容人数・収容率の適用について 5. 5-⑤会場内外の待機列 6. 公演関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策 7. 7-④時間別入退場の実施についての周知と方法
⑤飲食の制限	5. 5-⑦会場内でのお客さまに対する飲食提供について 7. 7-⑦感染予防・衛生面に関する協力依頼事項
⑥出演者等の感染対策	4. 4-①公演関係者による感染予防・感染拡大防止策 5. 5-②出演者と来場客との物理的距離の確保（感染予防・感染拡大防止）
⑦参加者の把握・管理	4. 4-①公演関係者による感染予防・感染拡大防止策 5. 5-⑥喫煙所の利用について 7. 7-⑩来場者に対する事前案内事項

----- 以上、令和4年6月23日現在

(注) 上記は今後、感染状況の急変等により、改定、変更になる場合があります。その場合は適宜、差し替えを行いますのでご注意ください。

また、引き続き、公演開催地の都道府県との密な連携を推奨します。